

電波政策 2020 懇談会 制度ワーキンググループ（第 8 回）議事要旨

1 日時

平成 28 年 3 月 30 日（水）13：00～15：00

2 場所

中央合同庁舎第 2 号館（総務省） 8 階 第 1 特別会議室

3 出席者（敬称略）

構成員：

荒川薫（明治大学総合数理学部教授）、飯塚留美（一般財団法人マルチメディア振興センター電波利用調査部研究主幹）、大谷和子（株式会社日本総合研究所法務部長）、北俊一（株式会社野村総合研究所上席コンサルタント）、宍戸常寿（東京大学大学院法学政治学研究科教授）、高橋信行（國學院大学法学部教授）、高田潤一（東京工業大学大学院理工学研究科教授）、多賀谷一照（獨協大学法学部教授）、三友仁志（早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授）

総務省：

輿水総務大臣政務官、吉田情報流通行政局審議官、長塩放送政策課長、久恒放送技術課長、藤野地上放送課長、福岡総合通信基盤局長、渡辺電波部長、佐々木総合通信基盤局総務課長、秋本事業政策課長、田原電波政策課長、寺沢基幹通信課長、中沢移動通信課長、内藤衛星移動通信課長、杉野電波環境課長、新田国際周波数政策室長、田沼電波利用料企画室長、越後重要無線室長、中澤監視管理室長、村上認証推進室長、庄司電波政策課企画官、小川移動通信課移動通信企画官

4 議事要旨

（1）開会

（2）議事

①電波利用料の見直しの論点と考え方

（ア）電波の利用価値の反映の在り方

- 電波利用料を議論する際に用いる「電波の経済的価値」という表現には違和感がある。電波利用料というのは、いわばマンションでいう共益費のようなものなので「電波の利用価値」といった表現の方がよいのではないか。

(イ) 電波利用料の軽減措置（特性係数）の在り方

- 電波利用料は、現実に周波数を使っているかどうかに関わらず、周波数を割り当てられていることについて負担するものであり、所有している土地について固定資産税を払うという原則と同じだと思う。そのため、人工衛星については2機それぞれに周波数が割り当てられているのであれば2機分払うのは当然ではないか。
- 電波利用料は1年分を前払いするもので、期間の途中で廃局しても1年分負担する必要があり還付されない。人工衛星は1局あたりの料額が高いので、何かしらの還付制度を考えてもよいのではないか。
- 人工衛星は無線機器を交換する場合、その特性から新たに打ち上げる以外の方法がない。例外をつくりすぎることは問題だが、人工衛星の特殊性に鑑みて例外的に還付制度のようなものをつくること自体は正当化されるのではないかと思う。
- 地上で無線機器を更新する場合は、新旧両方の機器が同時に電波を発するわけではないが、人工衛星の場合は、ある段階では軌道上に新旧の機器が平行して存在し電波を出すことができる。
- 3GHz以上の周波数の利用価値が現在より上がる場合、携帯事業者のように3GHz以上と以下の両方の周波数を使う事業者は負担に影響がないと思うが、3GHz以上の周波数だけを使う事業者は利用料が急激に上がる可能性がある。何らかの負担軽減措置を検討すべきではないか。

(ウ) 電波を稠密に利用するシステムの料額の在り方

- 周波数を共用することで電波利用料が軽減されると、軽減措置をインセンティブとして周波数の共用化や有効利用が進むと思う。また、周波数の利用効率が高いということに対して軽減措置を適用すれば、さらなる電波の有効利用につながると思うので、中長期的にはそのような軽減措置も考えるべき。
- これまで電波を使用していなかった事業者が新たに電波を使用する場合、電波利用料の負担に上限値が適用されない。新規参入者に対しては上限値の設定以外の負担軽減措置を考えなければならないのではないか。軽減措置を戦略的に構築することによって産業分野やスマートメーター分野など新たなイノベーションにつながるのではないか。

- 上限値を設定し上限値を超える分について電波利用料を徴収しないとしているが、例えば無線局の稠密度によって料率を変えることで稠密に使っていくことに対してインセンティブが働くと思う。そのような考え方もあるのではないか。
- 周波数が高くなると割り当てられる帯域幅も大きくなる。現行では高い周波数帯に対して帯域幅に何も補正をかけていないので、将来的には帯域幅については対数をとるなどの考え方が必要かもしれない。

②論点整理

(ア) 新たな無線システムの導入・普及等に対応した免許制度関係

- 国際 VHF 帯へのデータ通信導入に係る周波数移行に伴う損失補償について、VHF 以下の周波数のひっ迫具合が下がってきていることから、周波数の有効利用につながるという電波利用料の使途としてのロジックに適するかどうかについて意見が出てくる可能性があるのではないか。

(イ) 地域 BWA 関係

- 地域 BWA については今後どのように普及していくかということを見守っていく段階だろうと思う。総務省には、さらなる普及周知等に取り組んでいただきたい。
- 今後、Wi-Fi のバックボーンとして活用が可能となると、このバンドはまた別の使い方が出てくるのではないか。

(ウ) 検査制度関係

- 測定器の較正について法律で 1 年と定めるのは少し強過ぎるのではないかと思うので、規律の柔軟化を図っていいのではないか。
- 航空機局の検査について、航空法のスキームを電波の話にそのまま持ってきていいのか。基本的には設備の問題を免許人の能力の問題に置きかえていいのかという点については、ここで認めてしまうと他の事項にも波及してくると思うので、しっかりご議論いただきたい。
- 測定器について、高周波の回路の安定度に関しては過去 35 年間で劇的な進化を遂げている。
古い測定器と新しい測定器が混在していてルール化が難しいと思うが、現状の高周波の回路を踏まえて変えていく必要があると思う。

(エ) 技術基準・測定方法関係

- 技術基準については、これまで送信機側を規制するというスキームであったと理解しているが、周波数の共用を考えると将来的には受信機側の規定も必要になってくるのではないか。

③その他

事務局から、次回会合の日程・場所等について説明が行われた。

(4) 閉会

以上